

公 告

本巢市普通財産について、下記のとおり建物等解体条件付き土地（旧もとす合同庁舎）の売却に係る公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

本巢市長 藤 原



1 売却物件

	所 在 地	地 目	地積 (登記簿)	地積 (実測)
土地	本巢市宗慶字石田大道下 365 番 1	宅地	3, 422. 15 m ²	3, 422. 15 m ²
	本巢市宗慶字石田大道下 365 番 4	宅地	2. 36 m ²	2. 36 m ²
	合 計		3, 424. 51 m ²	3, 424. 51 m ²

	施設名	建築年	延床面積	主な構造
建物	旧もとす合同庁舎	昭和 47 年	427. 96 m ²	鉄筋コンクリート造
	旧真正民俗資料館	昭和 48 年	343 m ²	鉄筋コンクリート造
	倉庫	不明	41 m ²	鉄骨造
	自転車置場	不明	約 10 m ²	鉄骨造
	合 計		約 821. 96 m ²	

※建物解体条件付きです。

2 売却価格 4 1, 9 6 9, 0 0 0 円

3 参加資格要件

売払いの申込みをすることができる者は、次のすべての資格要件を満たす者とし

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ② 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ④ 暴力団等に関係すると認められる者で次に掲げる者

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

オ 役員等が、その属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者

⑥ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

（2）本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年本巢市訓令甲第19号）に基づく参加資格停止措置を受けていない者。

4 企画・提案上の条件

本件土地の活用にあたっては、関係法令等を遵守した上で次の条件に留意して事業計画を提案してください。

① 募集の趣旨に合致するものであること。

② 具体的な計画を伴った実現可能なものであること。

③ 建築及び開発に関する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守した計画であること。

④ 地域の景観を著しく損ねないように配慮した計画であること。

⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした計画でないこと。

⑥ 公共の福祉に反しない計画であること。

⑦ 騒音や振動等、近隣住民の迷惑とならないこと。

※事業の企画・提案とその実施にあたっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても提案内容に照らして適宜参考にしてください。

5 募集手続きの流れ

項目	日程
実施要項・様式の公表	令和7年11月13日(木)
現地見学会	令和7年11月17日(月)～12月3日(水)
質問受付	令和7年11月17日(月)～12月3日(水)
質問回答期限	令和7年12月11日(木)
参加意思表明書・価格提案書・企画提案書等受付	令和7年12月12日(金) ～令和8年1月22日(木)
審査(プレゼンテーション)	令和8年2月上旬 予定
審査決定通知(優先交渉権者の決定)	令和8年2月中旬 予定
契約の締結	令和8年3月上旬 予定
売買代金の納付	本契約の成立から30日以内に納付
所有権移転登記及び未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届	売買代金の納付後、土地については速やかに所有権移転登記を行い、建物については未登記家屋のため所有者変更手続きを市が行う。

6 手続き等

(1) 公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)等の配布

配布場所

実施要項、仕様書及び各種様式等は、本巣市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。[\(http://www.city.motosu.lg.jp/\)](http://www.city.motosu.lg.jp/)

(2) 参加意思表明書及び価格提案・企画提案書等の提出

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な郵送方法に限り有効とします。)

提出期限 令和8年1月22日(木) 16時30分まで

7 担当部署

本巣市総務部財政課管財契約係

住 所：〒501-0491

本巣市早野255番地

電 話：058-323-5193(直通)

FAX：058-323-1156

メール：zaisei@city.motosu.lg.jp

8 その他

詳細は、実施要項による。